

受けていますか健康診査

いきいき元気に生活するために健康診査を受けましょう



あなたは特定健診を受けましたか？

特定健診は、病気の早期発見より以前の段階での異常を発見し、生活習慣の改善が必要な人を見つめるための健診です。生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームでたまりすぎた内臓脂肪は、放置しておくとも血圧や血糖値を上げたり動脈硬化を進行させたりと、からだに様々な悪い影響を及ぼします。

自覚症状がなく、重症化するまで気がつかないのも特徴です。

ご自身の健康状態を知るために、特定健診をご利用ください。

21年度の特健診・健康診査

◇40～75歳までの方（特定健診）

①国民健康保険に加入している方

4月下旬に特定健康診査お知らせ票（受診券）をお届けします。お知らせ票と保険証を持参し、最寄りの会場で集団健診を受診してください。なお、事業所にお勤めの方で事

業主健診を受診される方は、特定健康診査を受ける必要はありませんが、健診結果の写しを市役所へ提出してください。

②国民健康保険以外の保険に加入している人（主に被扶養者）

加入している医療保険者が特定健診を実施します。詳細は加入している医療保険者に照会してください。

◇19～39歳の方（健康診査）

事業主健診などで健診を受ける機会のない方は、市が行う健康診査を受けることができます。先に行いました各種検診申込調査で希望された方には健康診査お知らせ票を送付します。申し込まなかった方で受診を希望される方は、市役所へ申し込んでください。

◇75歳以上の方（健康診査）

新潟県後期高齢者医療広域連合から委託を受けて市が行う健康診査を受けることができます。申し込まれた方にはお知らせ票をお届けします。

各種がん検診・骨密度検診・歯周疾患検診

今までどおり、市が実施します。対象年齢等は各家庭に配布する「佐渡市の健康づくりサービス（冊子）」をご覧ください。

お問い合わせ 市役所健康推進課

☎63・3115

ご意見ありがとうございました

パブリックコメント 結果

～佐渡市都市計画マスタープラン（素案）～
～（仮称）佐渡市名誉市民条例～

○「佐渡市都市計画マスタープラン」(案)について、平成20年12月15日～平成21年1月15日の期間、市民の皆さんからパブリックコメントによる意見を募集しました。

その結果、次の内容に対してご意見をいただきました。

- ・ 将来目標と課題整理……………7件
- ・ 土地利用の方針……………6件
- ・ 交通体系の方針……………1件
- ・ みどりの方針……………2件
- ・ その他都市施設の方針……………1件
- ・ 観光・交流の方針……………1件
- ・ 景観環境の方針……………2件
- ・ 持続性ある地域社会形成の方針……………1件
- ・ 地域別構想……………2件
- ・ 実現化方策……………2件

詳細は、市ホームページおよび指定した閲覧場所（市役所建設課、各支所建設係、中央図書館、佐渡市公民館、各教育事務所および出張所）で閲覧できます。

佐渡市都市計画マスタープランでは、「佐渡版コンパクトなまちづくり」を基本として、今あるものを有効に活用しながら、子供からお年寄りまでが暮

らしやすいまちを作ること为目标としています。

都市政策・農業施策・環境・観光・教育・文化などの多様な分野との協調をはかりながら、様々なライフスタイルに対応できるように方策を検討していますが、市民の皆さんの意向を無視しては実行できないものであり、また、理解と協力が不可欠です。

規制緩和し、活力を取り戻すべきとの考え方もありますが、最低限のルールを定めて秩序あるまちづくりの方向性を示すことも重要です。

この佐渡市都市計画マスタープランは、今後20年後のまちづくりの方向性を示すものです。

お問い合わせ 市役所 建設課
☎63・5118

○「(仮称)佐渡市名誉市民条例」について、平成21年2月10日～3月10日の期間、市民の皆さんからパブリックコメントによる意見を募集しました。

その結果、寄せられたご意見はありませんでした。

お問い合わせ 市役所 総務課秘書室
☎63・5134